平成２８年（フ）第５７４号
大阪府貝塚市新町17番21―103号、前住所大阪府貝塚市澤485番地１アーク八品202号
債務者　ペストリー久米村こと　久米村　哲
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５７８号
大阪府和泉市幸２丁目４番33―101号、前住所大阪府和泉市幸２丁目９番８―401号
債務者　岸田　敬子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８２号
大阪府泉佐野市下瓦屋468番地　第３亀井マンション215、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋２丁目３番21号
債務者　有田由香里
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
大阪府阪南市尾崎町２丁目９番６号
債務者　**廣**島　祐子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
大阪府泉佐野市旭町６番５―505号
債務者　脇田　　浩
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
大阪府泉佐野市下瓦屋93番地　21―301
債務者　前地　秀子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
大阪府貝塚市三ツ松1401番地　山水荘６号、前住所大阪府貝塚市畠中670番地
債務者　山本　政晴
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―601
債務者　桑畑　英樹
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１号
大阪府泉大津市東助松町１丁目９番23―501号
債務者　中牟田久恵
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６号
大阪府泉南市信達市場1325番地の６ロランジュ301号
債務者　山口　　源
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
群馬県伊勢崎市緑町14番14号　サンパレスみどり102
債務者　早川　幸枝
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９０１号
堺市美原区阿弥８番地１　喜田マンション202号
債務者　栗山　友祐
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０２号
堺市美原区阿弥８番地１　喜田マンション202号
債務者　栗山　亜季
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５９号
堺市南区桃山台２丁８番４―110号、前住所堺市南区新檜尾台２丁１番３―802号
債務者　岡野　正和
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７１号
大阪府羽曳野市碓井３丁目468番地の８(207)、前住所大阪府河内長野市古野町15番15号
債務者　黒田　孝雄
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００４号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番15―503号、前住所徳島県小松島市間新田町字ヤケ木175番地の26　(プランドール・アン202号室)
債務者　谷口　彩加（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１６号
大阪府河内長野市栄町24番55号　株式会社高山組
債務者　山田　光宏
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係